規制シート(様式)

150195002140001 平成28年12月22日

規制の名称 文化財等の管理等に係る規制 所管府省 文部科学省 担当局課等及び 文化財保護法(昭和25年法律第214号)、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号) 作成責任者の 役職・氏名 文化財等の管理を適正なものとすることにより、国民のたからたる文化財が減失・き損・紛失等されることなく、確実に後世に保存・活用・継承されるとする。	
根拠法令等 文化財保護法(昭和25年法律第214号)、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号) 作成責任者の 大谷 圭介 で職・氏名 文化財等の管理を適正なものとすることにより、国民のたからたる文化財が滅失・き損・紛失等されることなく、確実に後世に保存・活用・継承される	
	ことを目的
	_
規制内容の概要 重要文化財等の所有者等を変更する場合の届出、重要文化財等の現状変更等の許可等により、文化財が滅失・き損・紛失等されることがないよう規定している。 関連する予算 -	
史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等における文化庁長官の権限については、平成2 規制の最近の 改廃経緯 改廃経緯 現別では、平成2 地方公共団体に許可等の権限を委譲することにより、許可等の審査を迅速化するようつとめて いる。(文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施 行令の一部を改正する政令(平成27年政令第418号))	
規制を維持、改革 又は新設する理由 文化財の特質上、一度滅失・き損してしまった場合には容易に元に戻るものではなく、文化財 保護法においては、文化財が確実に次世代に継承されるための義務を所有者等に課している が、あくまでも必要最小限にとどまるものである。 規制の維持、改革 又は新設の別 維持	
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	
見直し条項	